

賃貸借契約書（案）

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる物件（以下、「契約物件」という。）を甲に貸し付け、契約物件を常時適切かつ正常な状態で稼働できるよう保守を行い、甲はこれを借り受けるものとし、その賃貸借内容の詳細は、別紙1「仕様書」のとおりとする。

物 件 名	あわらキャンパス スピードスプレーヤー賃貸借 (機器構成は別紙2「賃借機器等一覧表」のとおり)
設 置 場 所	あわら市二面88-1 公立大学法人福井県立大学 あわらキャンパスC棟

（契約期間）

第2条 契約期間は令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 前項にかかわらず、契約締結年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（契約料金）

第3条 金 円
(うち、取引に係る消費税額および地方消費税額 金 円)とする。
ただし、この賃借料には保守サービス料を含むものとする。
賃借料の計算期間は、月の初日から末日までの1ヶ月とする。

（内訳）

月 額 金	円	
(うち、取引に係る消費税額および地方消費税額 金	円)	
令和9年4月1日～令和10年3月31日	金	円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金		円)
令和10年4月1日～令和11年3月31日	金	円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金		円)
令和11年4月1日～令和12年3月31日	金	円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金		円)

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。

- ※ 契約保証金は、契約金額（年額）の100分の10以上。
- ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
- ※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

（料金の請求）

第5条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払いを甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理した日の翌月の25日までに支払うものとする。

2 乙の責めに帰すべき不良印刷枚数および乙が印刷機の点検または調整のために使用した印刷枚数は、料金の対象としないものとする。

(料金の支払)

第6条 甲は、乙が発行した適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の祝日の場合はその翌日とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに料金を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約物件の保守)

第7条 乙は、契約物件を常に良好な状態で使用できるようその保守を行わなければならない。

(1) 乙は、前項の保守を行うため、必要に応じて技術員を設置場所に派遣して、点検および調整を行わなければならない。

(2) 乙は、契約物件が故障した場合は、甲の請求により直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(料金以外の保守費用)

第8条 乙は、次の各号の原因により契約物件が故障または損傷した場合には、第5条の料金とは別に契約物件の保守に要する費用を甲に請求することができる。

(1) 乙の指定する技術員以外の者による改造、修理、分解および加工

(2) 故意または重大な過失など甲の責めに帰すべき事由

(再委託の禁止)

第9条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。ただし、再委託先がさらに第三者に業務を委託（以下、「再々委託」という。）する場合には、乙は甲に「再委託および再々委託承認申請書」を提出しなければならない。この場合、再々委託先には、個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報を扱う作業は認めないものとする。

3 乙は、甲に対して再委託先および再々委託先の行為について全責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

(3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

(4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第12条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約料金の100分の10に相当する料金を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務実施中に知り得た秘密および甲の事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第15条 乙は、契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第17条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙

(別紙2) 賃貸借機器等一覽表

スピードスプレーヤー 一式

[illegible]